

## 園芸作物サプライチェーン強化計画の認定等に関する取扱要領

### (趣旨)

第1 県は、地域農業を牽引する生産者、流通業者、実需者、関係機関等で構成されるグループが、業種間連携によりサプライチェーンを最適化する取組とあわせた生産拡大を通じて、競争力の高い園芸産地を形成するために策定した園芸作物サプライチェーン強化計画（以下、「強化計画」という。）を認定する手続き等について、ここに必要な事項を定める。

### (定義)

第2 強化計画の策定主体となる「グループ」とは、別表の要件を満たすものをいう。

2 「強化計画」とは、前項に定めるグループが策定した計画で、別表の要件を満たし、知事が認定する計画をいう。

### (強化計画の認定等)

第3 強化計画の認定を受けようとするグループは、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

3 知事は、強化計画の審査にあたって、園芸作物サプライチェーン強化計画審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置及び審査方法に関しては別に定める。

4 知事は、前項の規定による審査会の開催後速やかに、審査結果を申請者に通知する。

### (強化計画の変更等)

第4 第3第4項の規定により認定を受けたグループが、当該認定に係る強化計画を変更しようとするときは、別記様式第2号により知事に申請を行うものとする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあたっては、この限りでない。

2 グループは、強化計画を中止若しくは廃止する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けるものとする。

3 知事は、認定を受けた強化計画に虚偽の記載があった場合又は強化計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

### (支援施策等)

第5 第3第4項の規定により知事の認定を受けたグループの構成員は、園芸作物サプライチェーン推進事業費補助金を申請することができるものとし、その手続きに関しては、園芸作物サプライチェーン推進事業実施要領及び園芸作物サプライチェーン推進事業費補助金交付要綱に定める。

### (報告及び調査)

第6 グループは、認定された強化計画について、各年度の遂行状況を、翌年度の5月20日までに別記様式第3号により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告を受け、強化計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、アドバイザーを派遣するなど、当該グループに対し助言等を行うことができるものとする。

3 知事は、特に必要と認めた場合には、事業の遂行状況等を明らかにするために、グループに対し、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

### 附 則

この要領は、令和3年4月6日から施行する。

この要領は、令和4年3月18日から一部改正して施行する。